



# 広報おんな

平成11年2月発行 (No.217) 恩納村 総務課 TEL(098)966-8006

## 第24代恩納村長に大城英喜氏



## 新村長に大城英喜氏が当選 1月25日に当選証書付与式



青と緑の豊かな活力ある村

村のひと (12月末日)

男	4,862人	(+12)
女	4,650人	(+9)
計	9,512人	(+21)
世帯数	3,184世帯	(+5)

- ◆比嘉氏県出納長就任祝賀会及び激励会
- ◆新成人の新しい門出を祝う
- ◆むらの話題 當山さん農林水産大臣表彰を受賞 他

## 第1回 恩納村産業まつり

勢揃い、わったー村の自慢品



'99 2月13日(土)・2月14日(日)

午前11時～午後6時

午前11時～午後6時

場所／恩納村コミュニティーセンター広場・恩納漁港広場

主催／恩納村産業まつり実行委員会

共催／恩納村・JAやんばる恩納支所・恩納村商工会・恩納村漁業協同組合・恩納村議会・恩納村区長会・村内観光関連事業所・恩納村老人会・恩納村婦人会・恩納村青年団協議会



### お楽しみコーナー

- 恩納村友交、姉妹市町村物産コーナー
- リゾート屋台村
- オープニングセレモニー
- みやげ会
- ティダカンパニーコンサート

## 歩け歩こう大会参加者募集！

～自然に触れ合いながら、さわやかな汗を流しましょう～

「歩く」というほど気軽に、また楽しく簡単にいつでも実践できる健康法はありません。最近、私達の生活の中から歩くということが急激に少なくなっています。歩け歩こう大会に参加して、自然に触れ合いながらさわやかな汗を流してみませんか。



1. 主 催 恩納村教育委員会
2. 日 時 平成11年2月21日(日)  
午前8時30分 受付  
午前9時00分 開会式
3. 集合場所 県民の森資料館前広場
4. コース 県民の森(登山・溪流コース)  
喜瀬武原集落内(約8.5キロ)
5. 対象 健康な方ならだれでも参加できます。
6. 持ち物 保険料(20円)・弁当(おにぎり)  
水筒・タオル・帽子・雨具等
7. 服装 軽装・運動靴
8. 雨天の場合 小雨なら決行します。大雨等で実施できない場合は中止します。
- 9.問い合わせ 村教育委員会 社会教育課  
担当(當山) ☎966-8506

# 比嘉茂政氏を囲んで出納長就任を祝う

## 祝賀会及び激励会に500名余りが参加



▲会場から頑張って下さいと激励



今回の祝賀会は、役場をはじめ商工、漁業組合、JAやんばる恩納工業センターで五百名余が村内外から参加して比嘉氏の出納長就任を祝いました。

昨年十二月四日付けで恩納村長を退職し県出納長に就任した。比嘉茂政氏を囲んで、就任祝賀会及び激励会が十一月二十七日、村コミュニティーセンターで五百名余が村内外から参加して比嘉氏の出納長就任を祝いました。

今回の祝賀会は、役場をはじめ商工、漁業組合、JAやんばる恩納工業センターで五百名余が村内外から参加して比嘉氏の出納長就任を祝いました。

また、比嘉氏からは「県三役の一人として基地問題等じっくり構えて精一杯頑張っていきたいと思います。また、新しく就任する新村長のもと村民が融和をもつて繁栄していくことを村民の一人として希望しております。」とあいさつがありました。

比嘉夫妻が出席して開催された祝賀会では、村文化協会が幕開け演奏や舞踊で花を添え、最後は比嘉氏の今後の活躍と健康、そして村の発展を願つて村議会議員の喜納正誠副議長の万歳三唱で閉会しました。



▲比嘉夫妻から関係者へお礼のあいさつ



▲文化協会からは舞踊で就任を祝う

# 第24代恩納村長に 大城英喜氏

## 1月25日に当選証書付与式



▲当選証書付与式



▲初登庁は職員に迎えられて

昨年十二月十四日の比嘉茂政前恩納村長の辞職に伴う村長選挙が一月二十四日に投票、即日開票され、大城英喜氏が当選し第二十四代恩納村長に決まりました。

大城英喜氏は、昭和十二年生まれで、これまで琉米文化会館館長や村議会議員（二期）、村教育長（通産十六年）を経て、平成八年に助役就任、平成十一年同職を退職し今回村長に就任しました。



▲就任式には多くの職員が参加



▲1月25日から村長としての公務がスタート

翌日二十五日には、役場新庁舎へ初登庁し職員から花束と拍手で迎えられ、同日行われた当選証書付与式では、村選舉管理委員会の仲村致英委員長から大城氏に当選証書が付与され村長として村民のために働く多忙な業務がはじまりました。

現在村では、役場新庁舎の建設や仲泊内海を埋め立てての博物館等の建設など事業がすでにスタートしております。来る二月十三日から十四日には、村の冬のまつりと位置付けられ開催される第一回村産業まつりも予定されています。

同じく二十五日に職員を行なった就任式では職員を前に、大城英野での発展を願いつつ行政執行に邁進していきたいと思っておりますので、皆様のご協力とご指導をお願いします。」と就任のあいさつがありました。

我が村は観光をはじめ、農業、漁業その他文化、教育等あらゆる分野を大切に守りながら行政を進めたところを守りたいと思つております。喜新村長は「村民の気持ちと期待に応えるよう、歴代の村長が自然と環境を大切に守りながら行政を進めたところを守りたいと思つております。」と就任のあいさつがありました。

恩納村は、新村長の元に職員一同村民の皆様によりよい行政サービスを提供できるよう努力しています。

# 新成人の新し 平成11年恩納村成人式

## 平成11年恩納村成人式



## ▲21世紀をになう恩納村の若者達

新成人あめでとうございます。



▲新たな出発！ガンバッテ下さい



#### ▲成長した息子とニッコリポーズ

# 祝賀会スナップ



▲多くのみなさんに祝福を受けました



▲活躍を願って出席者全員で乾杯



▲新成人の皆さんの活躍を期待します。



祝賀会では新成人のカラオケも

# い門出を祝う

## 142名が新成人を迎える



▲新感人の誓いを油原さくが代筆して発表



### ▲村青年団の瀬良垣会長の祝辞

郷土建設の担い手として、新成人を村民を挙げて祝おうと二月四日、平成十一年村成人式がコミュニケーションセンターで盛大に開催されました。

村成人式は、毎年一月四日に開催され、進学や就職で県外で活躍する成人が郷土への帰省に合わせてこの時期に行なわれ、たく成人式を迎え、式には百二十名余が参加しました。

式典では、村長職務代理者の役員の式辞や議会議長、青年会

長、から祝辞が送られました。また、成人を代表して恩納区の池原杉乃さんから「手さぐりではあります、諸先輩方のご指導を賜りながら、常に希望を胸に抱き、未来に向かって共に頑張つていただきたいと思います。」と成人への誓いを述べました。

祝賀会では、村青年団協議会が新成人を祝おうと司会進行にあたり、景品を準備したビンゴゲームやカラオケで会を盛り上げてくれました。

会場では、新成人らが久しぶりの再開を喜んで晴れの姿をしきりにカメラのシャッターを切っている光景が多く見られまし

# —大人社会の一員として —新成人の誓いより— 全力を尽くします』





▲3町村の団員30名も出初式に参加



▲自慢の山いもを前に山芋大国の皆さん

平成十一年金武地区消防衛生組合の消防出初式が一月六日、金武地区消防本部で地区内の幼年消防クラブ、関係者が多数参加して開催されました。出初式では、機械器具等の特別点検や消防職員、団員約五十名による訓練礼式や事故と火災を想定した展示訓練も行なわれました。展示訓練では、十一月から運用が開始された救急救命士らにより交通事故を想定した救急シ

## 展示訓練で救急救命措置も実地 平成十一年消防出初式

塩屋山いも王国（塩屋区）主催による『山いもステープ』が、十二月二十日塩屋区公民館広場にて開催されました。

小雨混じりのあいにくの天候ではありましたが、熱気あふれる塩屋山いも王国の会員十五名はそれぞれ自慢の山いもを出品し重量を競いました。

なお、今回は五年間同じ畑を使用したための連作障害の影響が出たためか、重量の落ち込み

ユミレーションも行なわれ、規格救急自動車を使い医師の指示をうけながらの救急救命措置と、隊員並びに団員による家屋火災の消化活動訓練も行なわれました。仲間繁消防長は、答辞のなかで消防職員、団員共々気を引き締めて金武地区内の安全衛生を今年も精一杯努力していく旨と出席した関係者に力強く新年の決意を述べました。



▲幼年消防クラブの子ども達も参加

1月号「むらの話題」で婦人演芸のつどいの写真説明がまちがえていましたのでお詫びして訂正致します。

(誤) 谷茶老人会の黒島チンボーラ → (正) 谷茶婦人会の黒島チンボーラ



▲消防職員による救急シュミレーション



▲主催団体による鏡割

新年を村民並びに関係者と共に祝おうと平成十一年村新年祝賀会が一月六日、村コミュニティセンターで開催され会場には、関係者約五百名が訪れ、新年の村の飛躍と発展と関係者の健勝を願い親睦を深めました。主催者あいさつで村長職務代理者の助役から、「昨年は前村長の出納長就任や新庁舎の建設、安富祖区の當山景子さんの農林水産大臣表彰等がありましたが、今年は博物館建設等様々

な事業を発展的に行政を遂行したい」とあいさつし、役場・議会・漁協・商工会・農協の主催団体長による鏡割も行なわれ、舞台では文化協会による幕開け演奏や主催団体の職員による琉球舞踊も披露されました。

その他祝賀会では、漁協の金城重治組合長による万歳三唱で

出席者は昨年以上の飛躍を誓いました。

な事業を発展的に行政を遂行したい」とあいさつし、役場・議会・漁協・商工会・農協の主催団体長による鏡割も行なわれ、舞台では文化協会によ

る幕開け演奏や主催団体の職員による琉球舞踊も披露されました。

## 平成11・12年度 入札指名参加を受付けます

恩納村では、平成11・12年度に発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント、物品、その他入札指名参加の受け付けを下記のとおり行います。

記

受付期間：平成11年2月1日～2月26日  
(土日祝祭日を除く)

受付時間：午前9時～午後4時30分  
受付場所：恩納村建設課

詳しくは村建設課  
(☎966-8511)までお問い合わせ下さい。

書類様式については沖縄県、建設省の株式による。

## 平成10年度分所得税の確定申告 2月16日(火)～3月15日(月)

申請・納付期限の3月5日前になると、税務署の窓口は大変混雑し長時間お待ちいただることになります。申告書は自分自身で書いて、できるだけ早めに提出して下さい。申請書は郵送でも提出できます。



知ってますか？自動車事故被害者の保護業務【育成資金貸付制度・介護料支給制度】について

## 交通遺児等への育成資金の貸付け

自動車事故によって、働き手が亡くなったり、又は重度の後遺障害が残ったりしたために生活にお困りの家族の遺児等の健全な育成を図るために、育成資金の貸付けを行っております。

◆貸付対象者＝自動車事故により死亡または重度の後遺障害の残った方の子供（0才から中学校卒業までの者）

◆貸付金額＝一時金（1人につき最初だけ）15万2千円、以後付額1万9千円  
入学支度金（小・中学校入学時）4万3千円

◆貸付期間＝貸付決定時から中学校卒業まで

◆返済期間＝中学校卒業後の20年以内の均等分割返済（高校・大学等への進学者は、卒業まで返済開始を猶予）

お問い合わせについては  
自動車事故対策センター 沖縄支所  
〒900-0016  
那覇市前島2-21-13（ふそうビル6F）  
TEL (098) 862-8667㈹ FAX (098) 862-8668

## 地域振興券を取り扱う 民間事業者（特定事業者） の募集について

恩納村の発行する地域振興を取り扱う業者・特定事業者になるためには、応募・登録する必要があります。

《資格》村内で小売業、飲食業、洗濯・理容業、旅館、医療業等の各種サービス業及び運輸通信業者

《募集期間》平成11年2月10日(水)～平成11年2月26日(金)まで

お問い合わせ・応募先  
恩納村経済観光課

☎966-8001

## 火事・救助・救急119

春の火災予防運動3月1日～3月7日

コンロの点火中は、  
そばをはなれない。

気をつけて  
はじめはすべて  
小さな火

金武地区消防本部



## 自動車事故による 重度後遺障害に対する介護料支給

自動車事故により、頭部又は頸髄に損傷を受け、寝たきりの状態で治療及び常時介護を必要とする重度後遺障害者をかかる家族にとって、本人の不幸はもちろんその家族にとって、経済的、心身的に極めて大きな負担となります。これからからの家族の負担の軽減を図るため、当センターでは、次により介護料を支給しています。

◆支給条件＝自動車事故により次表に掲げる項目すべてに該当する後遺障害が3ヶ月以上継続し、常時介護を必要とする方で本人又はその生計を維持する者の合計所得が1千万円を越えない者。

◆支給額＝入院介護の場合、1日につき4千円（自宅で近親者の介護を受ける者にあっては2千円）

◆支給期間＝申請のあった日から、支給条件に該当しなくなった日まで。

障害の程度	脳損傷による場合	頸髄損傷による場合
イ. 自力移動が不可能である	○	○
ロ. 自力摂食が不可能である	○	○
ハ. 尿尿失禁状態にある	○	○
ニ. 眼球はかろうじて物を追うこともあるが認識できない	○	—
ホ. 声をだしても意味のある発言は全く不可能である	○	—
ヘ. 眼を開け、手を握れというような簡単な命令にはかろうじて応することもあるが、それ以上は意志疎通は不可能である	○	—
ト. 人工介添呼吸が必要な状態である	—	○

## 『地域振興券』 交付事業について

国の緊急経済対策のひとつとして総額約7,000億円にも及ぶ地域振興券（商品券）の支給が予定されています。

若い親の子育てを支援し、老齢福祉年金受給者や所得の低い高齢者層の経済的負担を軽減し、個人消費の拡大と地域経済の活性化を図り、地域振興を目指します。



3月の交付に向けて準備中です

## 事業の主体

市町村が地域振興券を発行します。

## 交付額

対象者に対して2万円。ただし、①の要件に該当する者は、15歳以下の児童1人につき2万円となります。

## 地域振興券

○発行主体は市町村です。

○額面1,000円で釣銭は支払われません。

○交付開始日から6カ月に限り使用可能です。

○交付された本人及びその代理人・使者に限り使用可能です。



## 地域振興券が使える民間事業者 (特定事業者)

特定事業者の営む業種については日常的な小売業、飲食店のほか洗濯・理容業、旅館、医療業等の各種サービス業、運輸・通信業など幅広い業種を対象とします。

特定事業者は村内及び村外（予定）一部より募集登録します。

## 地域振興券の申請及び交付

対象者は地域振興券の交付申請を行います。

申請に必要なもの

○各対象要件を満たすことを証する書面

○本人を確認できるもの（運転免許書、保険証等）

○代理人の場合は、委任状その他の代理人権を明らかにする書類

なお、15歳以下の児童が属する世帯の主体主に対しては「地域振興券引換申請書」を郵送しますので、それも必要です。

申請交付は3月下旬を予定しています。